

戸田市都市再生整備計画事業事後評価実施要綱

平成26年11月20日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金要綱(平成22年3月26日制定)第6の規定による都市再生整備計画事業がもたらした成果等を客観的に検証するとともに、今後のまちづくりのあり方及び事業の成果等を市民に分かりやすく説明するため、社会資本整備総合交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けて実施される事後評価(以下「事業評価」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(事後評価の対象とする事業の範囲)

第2条 事後評価の対象となる事業は、まちづくり交付金交付要綱(平成16年4月14日付国都事第1号、国道企第6号、国住市第25号国土交通事務次官通知)により、交付金の交付を受けて実施される市が主体となつて行われる事業とする。

(事後評価を実施する事業)

第3条 事後評価を実施する事業(以下「実施事業」という。)は、交付金の直接交付であるか間接交付であるかを問わず、交付期間が終了する事業とする。この場合において、実施事業の事業単位は、都市再生整備計画事業の対象となる地区(以下「計画地区」という。)を1つの事業単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付金が交付されている期間中の中間年度においても、実施事業に係る中間評価を実施することができるものとする。

(事後評価の手法)

第4条 事後評価の手法は、国が策定した評価手法を用いるものとする。ただし、事業の特殊性等により当該評価手法の採用が困難な場合には、埼玉県と評価手法を協議の上、事後評価を実施するものとする。

(事業課の事務)

第5条 市長は前条の評価手法により事後評価を実施する。この場合において、事後評価に係る事務は、実施事業を所管する事業課が実施するものとする。

(都市再生整備計画事業評価委員会の設置)

第6条 事後評価の実施に当たり、第三者の意見を求める機関として、学識経験者等から構成される戸田市都市再生整備計画事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織及び運営)

第7条 委員会の組織及び運営については、別に市長が定める。

(事後評価シートの作成)

第8条 市長は、委員会の意見を受け、実施事業に関する事後評価シートを作

成するものとする。

(評価結果及び事後評価シートの公表等)

第 9 条 市長は、実施事業に関する都市再生整備計画の目標達成状況、計画地区における交付期間終了後の整備方針、目標達成が見込まれない場合の改善措置等の評価結果及び事後評価シートについて適宜公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による事後評価シート公表後にその内容を見直す必要があると認めるときは、適宜その内容について見直しを行うとともに公表するものとする。

(国土交通大臣への提出)

第 10 条 市長は、実施事業に関する事後評価シートを作成したとき又は事後評価シートの内容の見直しを行ったときは、その結果について速やかに国土交通大臣に提出するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 20 日から施行する。